

年 組 さん

保護者各位

北区立滝野川紅葉中学校長

出席停止となる学校感染症

お子さまの（ ）罹患の連絡を受けましたので、学校保健安全法に基づき下記の出席停止期間において、出席停止とします。

登校の際は、出席停止解除届（裏面・保護者記入）を提出してください。

学校保健安全法施行規則一部改訂（平成24年4月1日施行）に伴い、インフルエンザ、百日咳、流行性耳下腺炎、髄膜炎菌性髄膜炎の出席停止期間の基準が改まりました。該当項目をご確認ください。

学校感染症と出席停止期間

	感染症の種類 (学校保健安全法施行規則第18条)	出席停止の期間の基準 (学校保健安全法施行規則第20条)
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスによるものに限る）、鳥インフルエンザ（インフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ〈H5N1〉を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれなくなるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎、	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、 ※その他の感染症	

※その他の感染症は、条件によって措置する。

例：溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症など

※ 必要に応じて、医療機関に確認の連絡をする場合もありますのでご承知おきください。

医師による証明に代えて取り扱う書類です。保護者の方がご記入の上、押印してください。

記載内容を医療機関に照会する場合がありますので、ご承知おきください。

出席停止解除届

学校感染症（ ）が治癒しましたので報告いたします。

出席停止期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

受診した医療機関 _____

担当医師 _____

医療機関住所 _____

電話番号 _____

北区立滝野川紅葉中学校 学校長様

年 月 日

年 組 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印